

議案第7号

里庄町介護保険条例の一部改正について

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年3月5日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

第7期介護保険事業計画策定に伴う介護保険料の見直し及び介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例

里庄町介護保険条例（平成12年里庄町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「28,800円」を「31,200円」に改め、同項第2号及び第3号中「43,200円」を「46,800円」に改め、同項第4号中「51,840円」を「56,160円」に改め、同項第5号中「57,600円」を「62,400円」に改め、同項第6号中「69,120円」を「74,880円」に改め、同項第7号中「74,880円」を「81,120円」に改め、同項第8号中「86,400円」を「93,600円」に改め、同項第9号中「97,920円」を「106,080円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「25,920円」を「28,080円」に改める。

第17条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の里庄町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。